【規程番号　神女大短Ⅰ－006】

神戸女子大学・神戸女子短期大学人権環境委員会規程

（目 的）

第１条　神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「本学」という。）の教員、職員及び学生の安全かつ健全な環境を保持することを目的として、人権環境委員会（以下「委員会」という。）を常設する。

（組 織）

第２条　委員長は学長がこれに当たり、学長に事故があるときは学長が代理者を指名する。

２　委員は委員長が委嘱し、委員会は次の委員をもって組織する。

（1）副学長
（2）学生部教職員　　２名（各キャンパス１名）
（3）教務部教職員　　１名
（4）文学部教員　　１名
（5）教育学部教員　　１名
（6）健康福祉学部教員　１名
（7）家政学部教員　　１名
（8）看護学部教員　　１名
（9）心理学部教員　　１名
（10）短期大学教員　　２名
（11）理事（事務統括責任者）
（12）学生事務部長

３　委員長及び委員の任期は１年とし、再任を妨げない。

４　委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

５　委員長は、委員以外の者の出席を求めることができる。

６　委員会の事務は、委員長の委嘱を受けた者が行う。

（任 務）

第３条　委員会の任務は、次のとおりとする。

（1）教職員並びに学生を対象とした、人権教育、人権啓発のための研修の実施
（2）人権意識の普及、高揚のために必要な広報活動
（3）人権上の環境改善のために必要な調査（ハラスメントに関する事項を除く）
（4）人権に関わる苦情の処理（ハラスメントに関する事項を除く）
（5）人権上の相談及び苦情を処理するための窓口の設置（ハラスメントに関する事項を除く）
（6）その他、安全でかつ健全である環境づくりの促進と保持に必要な事項

（ハラスメント調査委員会）

第４条　（廃止）

（調査委員会内規）

第５条　（廃止）

（事務）

第６条　委員会の事務は、総務課（総務人事担当）で行う。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学人権環境委員会規程、神戸女子短期大学人権環境委員会規程及び神戸女子短期大学セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和４年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更等）

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。